

第二百六十四号議案

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提出者 東京都知事 小池百合子

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を
次のように改正する。

別表中「八、五二九円」を「九、〇六〇円」に、「九、九〇九円」を「一〇、三三二円」に、「一二、三五一円」を「一
四、一七五円」に、「二三、五七五円」を「一四、一七五円」に、「一五、八三七円」を「一六、四六七円」に、「一六、八
六六円」を「一七、四九六円」に、「七、一六四円」を「七、六二九円」に、「七、九三二円」を「八、三四〇円」に、
「九、四三八円」を「九、八七三円」に、「一〇、七〇一円」を「一一、〇七三円」に、「一一、六一〇円」を「一一、九〇
七円」に、「一一、九七〇円」を「一二、二四六円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」と
いう。）別表の規定（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、令和七年四月一日（以下「適用日」とい
う。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金

及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3

適用日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例別表の規定の適用については、同表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項一〇年以上一五年未満の欄中「一四、一七五円」とあるのは、「一二、九五一円」とする。

4

適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間ににおいて、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（提案理由）

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の改正に伴い、補償基礎額を改定する必要がある。